***食品ロス削減総合実践エリア推進事業　仕様書***

1. **業務名**

食品ロス削減総合実践エリア推進事業

1. **契約期間**

契約締結の日から令和６年３月22日（金曜日）まで

1. **委託上限額**

　　　3,993,000円（税込）　※本事業を履行するすべての経費を含む

1. **業務目的**

「大阪府食品ロス削減推進計画」では2030年に事業系家庭系ともに食品ロス量の半減、削減に取り組む府民の割合の増加を目標に掲げている。2030大阪府環境総合計画においても、2030年の目指すべき姿として「府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。」と定めている。

これまで府内で発生量の多い家庭の食品ロス実態調査や、飲食店における食べきり・食べ残し持ち帰り実証実験、小売店舗での消費者向け啓発実証実験を実施し、行動変容の効果検証や事業者向けの手順書などを作成した。今後は得られた知見を活用し、事業者や市町村、府民を巻き込み、地域に根差した実践の場づくりが必要である。

2025年の府計画の中間見直しに向け、実証実験を通じて現状の手法の有効性や得られた課題に対する手法の改善点を検証するとともに、地域のあらゆる主体に対して食品ロス半減目標や取組みに対する意識啓発を進める必要がある。

そこで、本事業は日常生活の中で食品ロス削減やその他の環境に配慮した取組みを自発的に行う機会を生み出すことで、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

1. **事業概要**

　大阪府が過去に実施した実証事業等の知見を活用し、特定のエリア内の飲食店や小売店等や市町村が、啓発団体「もったいないやん活動隊」とともに一体的に削減の取組みや啓発を実践し、食品ロス削減の達成率や食品ロスが発生した場合の実態把握と原因を検証する。実践期間中の食品ロス削減の達成率やどうしても発生した要因等の実践結果を事例やノウハウとしてとりまとめる。

本事業の結果を他の市町村等に普及することで、食品ロス量の半減が日常生活の中で達成可能な目標であると認識されるよう、食品ロス対策に対する意識改革と行動喚起を図る。

【実施期間】令和５年９月～11月中の2か月程度

【実施場所】飲食店や小売店が複数所在するショッピングモール、駅前商業ビルや商店街等の地域が限定できる特定のエリア、府内２件程度を想定

【効果検証】効果のあった手法、食品ロス発生の有無や削減できなかった品目、量、原因　等

1. **業務内容**
2. 食品ロス削減エリア推進を行う事業者の選定への協力

実施場所の選定、協力依頼については、今後受託者からの提案を基に、発注者が行う。このため、市町村や、ショッピングモールや商店街、駅ビル等の特定エリア等の食品ロス削減を実施するエリア（以下、「エリア事業者」という。）を発注者が選定する際に同席すること。

なお、選定にあたっては、ショッピングモール、商店街、駅ビルなどの幅広い業態において、食品ロス削減効果の検証ができるように、関係者で事前調整を図る場合があるので留意すること。

（提案を求める内容）

1. エリア事業者を選定するため、府が市町村に実施する要望調査でヒアリングする項目について具体的に提示すること。

　　（例）実施スケジュール、対象とするエリア内にある事業実施が見込める飲食店舗・小売店舗の店舗数、エリア内にある店舗で実施する取組み方法　など

1. 選定の際に府が参考とする評価基準について具体的に提示すること。

（例）検証に必要な最低限の条件や、他事例など

1. 効果検証に必要なデータ類の提出や店頭アンケート調査へ協力など、協力店舗に協力が必要な事項について分かりやすく詳細に提示すること。
2. 総合実践エリア推進事業の実施

発注者及び府内市町村とともに選定したエリア事業者と調整し、概ね２か月程度、エリアで食品ロス削減の取組みを実施するにあたり、以下の①～⑤を行うこと。

* 1. 協力店舗との事前調整
* エリア事業者と連携し、エリア内で取組みを実施できる店舗について本事業への参加協力を呼び掛けることとする。最低でも飲食店舗につき２店舗、小売店舗につき１店舗は確保できるよう調整すること。
* 協力店舗で実施する取組みについて調整する場合には、委託事業者から具体的な例を挙げるなどサポートを行う。
	1. 協力店舗での取組みに関する取組みの経費の一部負担
		+ 協力店舗で一体的に実施する取組み内容についてエリア事業及び協力店舗と調整し、取組み経費を一部負担する。
	2. 府民への広報啓発について
		+ 近隣住民やエリアに来る消費者向けの広報についてもエリア事業と調整し、エリア実践の参加者が増加する効果的な方法について検討し、実施すること。

# （参考例）スタンプラリーなどの回遊型イベント、子ども向けワークショップ形式のイベント　など

* + - エリア事業ごとに広報チラシ・ポスター等を作成する場合は、委託費の中から必要部数を作成し、必要な場所に掲示・配布すること。また、エリア事業者が直接府民に配布する場合は、エリア事業者が指定する部数を納品すること。
	1. 大阪府食品ロス削減ボランティア「もったいないやん活動隊」との連携について
		+ 店舗での取組みや啓発方法などを検討する際には、「もったいないやん活動隊」から消費者としての意見を聞きながら効果的な手法を検討すること。
		+ エリアでの啓発活動を行う場合は「もったいないやん活動隊」も連携して活動できる内容を検討すること。

（参考）大阪府食品ロス削減ボランティア「もったいないやん活動隊」募集ページ

<https://www.osaka-foodlosszero.jp/katsudotai/top.html>

* 市町村や「もったいないやん活動隊」との連絡調整は発注者が行うが、活動に当たり必要な経費は発注者と協議すること。
	1. 関係施策、他機関等との協働・連携について
		+ 「もったいないやん活動隊」以外にも国、府、市町村などの関連施策とも協働、連携し、効果的・効率的な業務実施に努めること。

（提案を求める内容）

1. 協力店舗での取組みに対し、委託事業者がサポートできる取組みをメニュー化して示すとともに、経費の一部を負担する方法について、対象とする経費、上限金額、負担方法などについて具体的に提案すること。
2. 近隣住民やエリア来場者等の消費者に対する事業周知について、どの時期に、どのような手法で行うのか提案すること。

（例）市町村の広報誌、地元フリーペーパー、地元ケーブルテレビ　など

また、実施期間中にエリア実践の参加者が増加する効果的な方法について、他団体が実践した事例をもとに提案すること。

1. エリア事業者との連携に係る調整内容、調整の進め方、調整頻度等について、具体的に提案すること。
2. 事業実施期間中における現地確認内容及び、課題が確認された場合の対応の体制や対応方針、現場へのフィードバックの方法について具体的に提案すること。
3. 実践結果の検証
	1. 協力店舗での取組みにおける実践結果の検証
		* エリア事業者と協力店舗と調整し、期間中における取組みや啓発による食品ロス削減などの効果の検証を行う。
	2. 府民への啓発に関する実践結果の検証
		* エリア事業者と調整し、エリアに来場すると見込める近隣住民に対し、協力店舗での取組みについての認知度や印象等について調査する。

（例）

* + - 期間中のエリア来場者に対し、食品ロスに関するアンケートを実施する。
		- 近隣住民からモニターを募集し、期間前後の食品ロス量を記録してもらうなど、エリアでの啓発効果を検証する。
	1. エリア事業者及び協力店舗やエリア来場者に対し、実践による結果をわかりやすく周知すること。

（提案を求める内容）

1. 他の自治体が実施した同様の事例で実施された効果の検証方法を参考にしながら、協力店舗での取組み及び府民啓発に関する効果検証の方法について、それぞれ具体的に提案すること。
2. なるべく協力店舗の負担にならないような方法を提案すること。
3. 期間中、または期間後に実践結果について、エリア内で分かりやすく周知する方法を具体的に提案すること。
4. 進行管理

　上記（１）～（３）について、事業委託期間内に効率的に進行できるように計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については着手前に大阪府と協議すること。

1. 業務報告書の作成

（１）～（３）までの事業内容について下記の項目を含む業務報告書を作成する。

* + - 協力店舗で実施した取組み内容及び本事業で一部負担した経費に関する実績報告
		- 府民への広報啓発として実施した内容
		- 本事業で作成したすべての広報啓発資材等のデザイン
		- 「もったいないやん活動隊」など、国、府、市町村などの関連施策と連携した事項
		- 効果検証の方法及び分析結果及びその周知方法
		- 実証期間中の食品ロス削減の達成率やどうしても発生した要因等の実践結果をとりまとめた事例・ノウハウ集
1. **成果物**
2. 成果物は次のとおりとする。

① 業務報告書

【印刷物】２部（A4縦） 【電子媒体】CD-R又はDVD-R１枚

※電子媒体には、「６． 業務内容」で収集した資料一式を整理して格納する。原則、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Illustrator 又はPDF 形式とする。

② 本事業で作成・使用した啓発媒体

　エリア実証で使用した啓発媒体について、事業実施で使用する分以外に、各10部ずつ大阪府にも納品すること。

1. 納品期限　令和６年３月22日（金曜日）
2. 納品場所

〒559-8555 大阪府住之江区南港北１－１４－１６

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）２３階

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課総務・企画グループ

1. **業務実施スケジュール**
* 想定しているスケジュールは下表のとおり。
* 契約締結後速やかに、業務全般について発注者と打合せを行うとともに、業務実施計画書を提出し承諾を得ること。なお、業務実施計画書は業務期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、実現可能性が十分にわかるようにすること。
* 下表に示す打合せ・報告以外にも、適宜、発注者の確認・調整を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 内容 |
| 令和５年６月中旬（仮） | 事業開始 |
| ６月下旬（仮） | エリア事業者選定の準備 |
| ７月上中旬（仮） | エリア事業者の選定 |
| ７月中旬～８月下旬（仮） | 選定事業者と事業実施に向けた調整 |
| ９月～１１月（仮） | 事業の実施 |
| 令和５年１１月～ | 効果検証、事例・ノウハウ集の作成 |
| 令和６年３月末まで | 成果物納品、事業終了 |

1. **留意事項**
* 本府担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
* 業務の進捗管理については、本府担当職員と協議し、その指示に従うこと。
* 本業務の履行にあたり、自治体や民間事業者等が公開しているホームページ等の内容を引用する場合については、その旨の了解を得るとともに出典を明記すること。
* 個人情報等の取り扱いについては、十分に留意するとともに、入手したデータを他の目的に使用しないこと。また、業務完了後、本業務に関するデータは破棄すること。
* 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物は、発注者に著作権が帰属するものとし、自由に加工、コピー、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
* 印刷物については、原則、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）

* 本業務を遂行するため必要な費用は受注者が負担すること。
* その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本府職員と協議し、その指示に従うこと。
1. **再委託**

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| 1　再委託の承認(1)　次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。　　ア　事業の主要な部分を再委託すること。　　イ　契約金額の相当部分を再委託すること。　　ウ　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。　　エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。２　承認する場合に付する条件(1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。(3)　(2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。(4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。 |

1. **実施状況の報告**
* 受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、必要に応じて発注者に報告すること。（報告様式自由）
* 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。
1. **委託事業の運営**
* 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存すること。
1. **その他**
* 受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
* スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
* 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
* 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
* 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。